

相模原市告示第462号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次の特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項により準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年10月16日

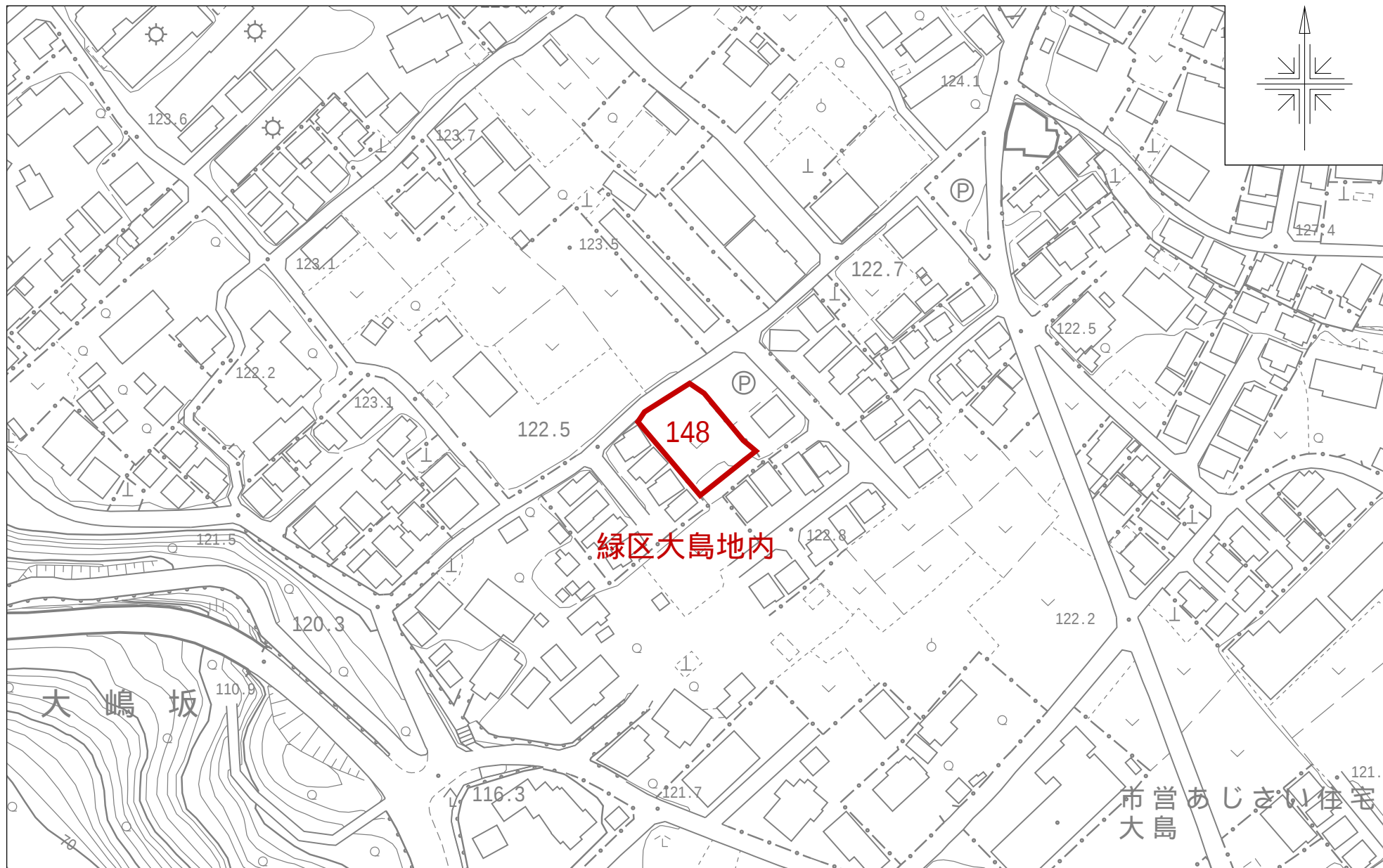
相模原市長 本村 賢太郎

1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり



特定生産緑地の解除

箇所番号	所 在	面積（㎡）
148	緑区大島地内	約580㎡